

八尾市赤ちゃんの駅事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、授乳及びおむつ替えのできる施設（以下「赤ちゃんの駅」という。）を登録し、広く公表することにより、子育て中の親子が安心して外出できる環境の整備を図り、地域で子育てを支えるまちづくりを推進することを目的とする。

(利用対象者)

第2条 赤ちゃんの駅を利用することができる者は、原則として、おむつ替え又は授乳を目的とする乳幼児及びその保護者とする。

(登録対象施設)

第3条 赤ちゃんの駅として登録できる施設は、市内の公共施設または民間施設とする。

(登録基準)

第4条 赤ちゃんの駅として登録できる施設は、次に掲げる要件を満たす施設とする。ただし、第1号及び第2号の要件は必ず満たさなければならない。

- (1) おむつ替えができる場所又は設備があること。
 - (2) 授乳ができる場所又は設備があること。この場合において、授乳している施設が壁やカーテン等により、他の人から見えない場所又は設備でなければならない。
 - (3) トイレにベビーチェア等の乳幼児を座らせておく設備があること。
- 2 前項の要件のうち、全ての要件を満たす施設は優良施設とし、第1号及び第2号の要件を満たす施設は適合施設とする。

(登録方法等)

第5条 赤ちゃんの駅として登録を希望する施設の管理者（以下「申請者」という。）は、赤ちゃんの駅登録申請書（様式第1号）により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、前条の登録基準を満たすと認めるときは、赤ちゃんの駅登録台帳（様式第2号）に登録するものとする。

3 市長は、前項の規定により登録したときは、赤ちゃんの駅登録通知書（様式第3号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

(登録の変更等)

第6条 前条第2項により登録された施設（以下「登録施設」という。）の管理者は、登録を受けた内容を変更しようとするとき又は登録を廃止しようとするときは、あらかじめ、赤ちゃんの駅登録変更・廃止届（様式第4号）により、市長に届け出なければならない。

(表示等)

第7条 登録施設の管理者は、市長が交付する赤ちゃんの駅を示すステッカー等を、施設の出入口その他の利用者の目に付きやすい場所に掲示しなければならない。

2 登録施設の管理者は、商品及び企業広告に登録施設である旨を表示することができる。

(登録の解除)

第8条 市長は、登録施設が第4条の登録基準を満たさないことが明らかになったとき、又は登録施設として適当でないと認めるときは、登録を解除することができる。

2 市長は、前項により登録を解除した場合は、理由を付して赤ちゃんの駅解除通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(実施状況報告等)

第9条 市長は、登録施設の管理者に対して、必要に応じ、実施状況について報告を求めることができる。

2 市長は、必要に応じ、登録施設の現状を確認することができる。

(公表)

第10条 市長は、登録施設の名称、所在地及び登録内容等を市の広報及びホームページその他適当と認める方法により公表するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(附則)

この要綱は、平成25年8月6日から施行する。